

電子レセプト請求に向けたスケジュール

- : 紙又は電子レセプト請求 (オンラインについては、平成18・19年度は個別指定)
- ⇨ : ()内の日付以降、電子レセプト請求に限定
- ⋯→ : 電子レセプト請求以外による請求猶予期間
- : 電子レセプト請求以外による請求免除

[医科]		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～
病院	400床以上+レ電有 改正 400床以上+レセスタ				(20.4.1)						→
	400床未満+レ電有 改正 400床未満+レセスタ				(21.4.1)						→
病院	平成21年5月10日において、オンライン請求できないもの 【猶予期間】					(21.12.1 電子化)					→
	レセコン有 +レセ電無 +非レセスタ					(22.4.1) 改正					→
	【経過措置期間の延長】					(22.7.1)					→
	+レセコン購入等 (21.11.25以前の購入又は保守管理契約) (保守管理契約の21.11.26以降延長含む) 【届出期限】 平成22年3月31日					猶予					(27.4.1) →
+レセコンリース (21.11.25以前の契約) (21.11.26以降の延長含む) 【届出期限】 平成22年3月31日					猶予					(27.4.1) →	
病院	レセコン無 【届出期限】 平成22年3月31日										免除
病院	レセコン無 +少数該当 +既設										削除 (23.4.1から2年の範囲内で別に定める日)

[医科]		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～
診療所	レセコン有					(22.4.1) 改正					→
	【経過措置期間の延長】					(22.7.1)					→
	+高齢該当 (年齢基準日:平成22年7月1日) (誕生日:昭和20年7月2日以前) 【届出期限】 平成22年3月31日					免除					→
	+レセコン購入等 (21.11.25以前の購入又は保守管理契約) (保守管理契約の21.11.26以降延長含む) 【届出期限】 平成22年3月31日					猶予					(27.4.1) →
+レセコンリース (21.11.25以前の契約) (21.11.26以降の延長含む) 【届出期限】 平成22年3月31日					猶予					(27.4.1) →	
診療所	レセコン無 【届出期限】 平成22年3月31日 【高齢該当】 平成22年12月31日										免除
診療所	レセコン無 +少数該当 +既設										削除 (23.4.1から2年の範囲内で別に定める日)

【歯科】		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～
病院・診療所	レセコン有						(23.4.1)				→
	+ 高齢該当(診療所のみ) (年齢基準日:平成23年4月1日) (誕生日:昭和21年4月2日以前) (届出期限) 平成22年12月31日						免除				→
	+ レセコン購入等 (21.11.25以前の購入又は保守管理契約) (保守管理契約の21.11.26以降延長含む) (届出期限) 平成22年12月31日						猶予				(27.4.1) →
	+ レセコンリース (21.11.25以前の契約) (21.11.26以降の延長含む) (届出期限) 平成22年12月31日						猶予				(27.4.1) →
病院・診療所	レセコン無	免除									
病院・診療所	レセコン無 + 少数該当 + 既設	削除									→

【調剤】		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～
薬局	レセコン有										→
	平成21年5月10日において、オンライン請求することができないもの 【猶予期限】						(21.4.1)				→
	+ 高齢該当 (年齢基準日:平成21年4月1日) (誕生日:昭和19年4月2日以前) (届出期限) 平成21年12月10日						免除				→
	+ 1,200件以下(20年度) + レセコン購入等 (21.11.25以前の購入又は保守管理契約) (保守管理契約の21.11.26以降延長含む) (届出期限) 平成21年12月10日						猶予				(23.4.1) →
薬局	レセコン無	免除									
薬局	レセコン無 + 少数該当 + 既設	削除									→

- 注1.「レセコン有」とは、レセプト作成業務を電算化している場合をいう。
- 注2.「レセ電無」とは、レセプトコンピュータを使用し電子媒体による請求を行っていない場合をいう。
- 注3.「レセスタ」とは、レセプトコンピュータにレセプト文字データ変換ソフトの適用が可能である場合をいう。
- 注4.「高齢該当」とは、定められた日(年齢基準日)に常勤の保険医又は保険薬剤師の年齢が全員65歳以上である場合をいう。
(65歳未満の常勤の保険医又は保険薬剤師が新たに診療又は調剤に従事することとなったときは、当該保険医療機関又は保険薬局は、当該情報を速やかに審査支払機関に届出を行い、当該届出を行った月の翌々月から電子レセプトでの請求となる。)
- 注5.「レセコン購入等」とは、レセプトコンピュータを平成21年11月25日以前に購入し、購入日から5年を経過した日(保守管理契約(平成21年11月26日以降延長含む)を行っている場合は当該契約の終了の日)が薬局:平成21年4月1日以降、医科:平成22年7月1日以降、歯科:平成23年4月1日以降である場合をいう。
- 注6.「レセコンリース」とは、レセプトコンピュータのリース契約を平成21年11月25日以前に締結(平成21年11月26日以降の延長含む)し、リース契約終了日が薬局:平成21年4月1日以降、医科:平成22年7月1日以降、歯科:平成23年4月1日以降である場合をいう。